

# 生駒市市民自治検討委員会広報広聴部会（第4回）

日 時 平成19年11月8日（木）

午前10時

場 所 生駒市役所大会議室

## 次 第

### 案 件

- 1 当部会の検討事項について
  - (1) 財政状況の公表について
  
- 2 シンポジウムについて
  
- 3 その他

生駒市市民自治検討委員会広報広聴部会（第4回）検討資料

<p>各市町条例 (1) 財政状況の公表</p>	<p>【ニセコ町】 (財政状況の公表) 第45条 町長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況（以下「財政状況」という。）の公表に当たっては、別に条例で定める事項の概要を示すとともに、財政状況に対する見解を示さなければならない。</p> <p>【宝塚市】 (財政の仕組み) 【再掲調査部会】 第16条 市は、総合計画や行政評価を踏まえた財政の仕組みを確立するとともに、財政状況を市民に公表しなければならない。</p> <p>【生野町】 【再掲調査部会】 第29条 町は、毎年度の予算編成から決算認定まで、町民にわかりやすい方法で公表していくことに努めなければならない。</p> <p>【伊賀市】 (財政状況の公表) 第55条 市長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況について、所見を付して分かりやすく公表しなければならない。</p> <p>【名張市】 (財政等) 第24条 3 市は、財政状況及び財産の保有状況など市の経営状況に関する資料を作成し、市民に分かりやすく公表しなければならない。</p> <p>【篠山市】 【再掲調査部会】 (財政運営の基本) 第9条 2 市長は、市が保有する財産の適正な管理及び運用に努めるとともに、市及び市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資する法人の財政状況を、市民に分かりやすく公表しなければならない。</p>
<p>生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)</p>	<p>【例示】 市長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況について、所見を付して分かりやすく公表しなければならない。</p> <p>【基本構想案】 ●市長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況について、所見を付して分かりやすく公表しなければならないことを規定する。</p>

